2　法第四十二条の四第二項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　自然体験活動促進計画の名称

二　自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三　自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四　法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五　法第三十三条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六　計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

七　その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第十五条の十三　法第四十二条の四第六項（法第四十二条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第十五条の十四　法第四十二条の五第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二　自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三　自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四　計画期間の変更

五　前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が法第四十二条の四第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第四章　風景地保護協定及び公園管理団体

第十五条の十五～第十五条の十七　（略）

（公園管理団体となることができる法人）

第十五条の十八　法第四十九条第一項に規定する環境省令で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。

（公園管理団体の指定基準）

第十五条の十九　法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一　（略）

二　自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三　十分な活動実績を有していることその他法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

（新設）

（新設）

第四章　風景地保護協定及び公園管理団体

第十五条の十～第十五条の十二　（略）

（公園管理団体の指定基準）

第十五条の十三　法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一　（略）

二　自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三　十分な活動実績を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。